

【表紙】

【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	ゴールドマン・サックス証券株式会社 代表取締役社長 持田 昌典
【住所又は本店所在地】	東京都港区六本木六丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー
【報告義務発生日】	該当事項はありません
【提出日】	令和5年2月20日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項はありません
【提出形態】	該当事項はありません
【変更報告書提出事由】	該当事項はありません

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社SHIFT
証券コード	3697
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	ゴールドマン・サックス・インターナショナル(Goldman Sachs International)
住所又は本店所在地	Plumtree Court, 25 Shoe Lane, London EC4A 4AU, United Kingdom
事務上の連絡先及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券株式会社 業務部 山下 紗里
電話番号	03(6437)8321

2【提出者(大量保有者)/2】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エルエルシー(Goldman Sachs & Co. LLC)
住所又は本店所在地	200 West Street, New York, New York 10282, U.S.A.
事務上の連絡先及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券株式会社 業務部 山下 紗里
電話番号	03(6437)8321

3【提出者(大量保有者)/3】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
住所又は本店所在地	東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー
事務上の連絡先及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券株式会社 業務部 山下 紗里
電話番号	03(6437)8321

4【提出者(大量保有者)/4】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(Goldman Sachs Asset Management, L.P.)
住所又は本店所在地	200 West Street, New York, New York 10282, U.S.A.
事務上の連絡先及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券株式会社 業務部 山下 紗里
電話番号	03(6437)8321

5【提出者(大量保有者)/5】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル (Goldman Sachs Asset Management International)
住所又は本店所在地	Plumtree Court, 25 Shoe Lane, London EC4A 4AU, United Kingdom
事務上の連絡先及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券株式会社 業務部 山下 紗里
電話番号	03(6437)8321

第3【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.1
訂正される報告書の報告義務発生日	令和4年10月31日
訂正箇所	<p>第2【提出者に関する事項】</p> <p>2【提出者(大量保有者)/2】</p> <p>(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】</p> <p>【保有株券等の数】</p> <p>【株券等保有割合】</p> <p>第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】</p> <p>2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】</p> <p>(1)【保有株券等の数】</p> <p>(2)【株券等保有割合】</p> <p>(3)【共同保有における株券等保有割合の内訳】</p>

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

2【提出者(大量保有者)/2】

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	17,295		4,800
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 17,295	P	Q 4,800
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		7,995
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		14,100
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和4年10月31日現在)	V	17,811,114
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		0.08
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.06

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者） / 2】

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	17,295		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 17,295	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		7,995
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		9,300
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和4年10月31日現在）	V	17,811,114
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		0.05
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		0.04

(訂正前)

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号

株券又は投資証券等（株・口）		104,559			1,041,409
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A		-	H	
新株予約権付社債券（株）	B		-	I	
対象有価証券カバードワラント	C			J	
株券預託証券					
株券関連預託証券	D			K	
株券信託受益証券					
株券関連信託受益証券	E			L	
対象有価証券償還社債	F			M	
他社株等転換株券	G			N	
合計（株・口）	O	104,559	P	Q	1,041,409
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R				
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S				7,995
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T				1,137,973
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U				

（２）【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和4年10月31日現在）	V	17,811,114
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		6.39
直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）		5.05

（３）【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数（総数） （株・口）	株券等保有割合（％）
ゴールドマン・サックス・インターナショナル（Goldman Sachs International）	87,264	0.49
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エルエルシー（Goldman Sachs & Co. LLC）	14,100	0.08
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社	471,100	2.64
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（Goldman Sachs Asset Management, L.P.）	61,409	0.34

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル (Goldman Sachs Asset Management International)	504,100	2.83
合計	1,137,973	6.39

(訂正後)

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	104,559		1,036,609
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 104,559	P	Q 1,036,609
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		7,995
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,133,173
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和4年10月31日現在)	V	17,811,114
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		6.36
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		5.03

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
ゴールドマン・サックス・インターナショナル(Goldman Sachs International)	87,264	0.49
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エルエルシー(Goldman Sachs & Co. LLC)	9,300	0.05
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社	471,100	2.64
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(Goldman Sachs Asset Management, L.P.)	61,409	0.34
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(Goldman Sachs Asset Management International)	504,100	2.83
合計	1,133,173	6.36